

仕様書

- 1 契約件名 姉妹都市締結周年記念ロゴ制作委託
- 2 履行期間 契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 12 日まで
- 3 履行場所 福岡市
- 4 委託の目的

令和 8 年に、福岡市と、姉妹都市であるニュージーランド・オークランド市が、姉妹都市締結 40 周年の節目となる年を迎えることから、オークランド市との姉妹都市交流事業の周知・広報及び周年記念事業を通じた機運醸成に使用することを目的に、周年を記念するロゴを制作するもの。

5 業務内容

(1) ロゴデザイン制作

- ・「福岡（市）」と「オークランド（市）」を日本語表記で制作すること。
- ・上記の他、日本語及び英語を併記したデザインも併せて制作すること。
- ・ロゴが小さくなった場合も、文字等が見づらくなならないよう配慮すること。
- ・「カラー」「グレースケール」「モノクロ」のパターンを制作すること。
- ・「背景を透過処理したロゴ」のデータも制作すること。
- ・未発表、かつ、著作権や商標権その他第三者の権利を侵害する恐れがないものとし、適切な方法でチェックを行うこと。

(2) ロゴ使用のマニュアル（ガイドライン）制作

- ・Web サイト、SNS、チラシ等、多様な媒体で使用することを想定し、マニュアル（ガイドライン）を制作すること

6 成果物

(1) ロゴデータ等

各ロゴデザインについて、以下の形式で納品すること。

- ・ jpeg 形式データ
- ・ ai 形式データ
- ・ pdf 形式データ

ロゴ使用マニュアルについて、以下のとおり納品すること。

- ・ A4 サイズ横書き
- ・ pdf 形式データ
- ・ 元データ（形式の指定なし）

(2) 納品方法

ロゴデータ…CD-R または DVD-R

ロゴマニュアル…印刷物 1 部および CD-R または DVD-R

7 特記事項

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は福岡市姉妹都市委員会（以下「委員会」という。）に帰属し、福岡市姉妹都市委員会及び福岡市姉妹都市委員会が認める他の媒体における二次利用を可能とする。
- (2) 委員会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 委員会は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、委員会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、委員会との連絡調整を密に行い、円滑な業務遂行に努めること。
- (2) 本書に定めのない事項、または定める事項に疑義が生じた場合には、委員会と受託者で協議の上、定めるものとする。